

令和4年度 嘉手納町職員採用候補者試験案内

	職 種 区 分	採用人員	受 験 資 格			
(1) 職種区分 採用人員 及び 受験資格	一 般 事務職	若干名	① 学 歴：学校教育法による高等学校卒業（令和5年3月卒業見込者を含む。）以上又はこれと同等以上と認められる者 ② 年 齢：昭和62年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件：令和4年4月9日以前に、嘉手納町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者又は学業の事由により一時的に住所を他に移転している者			
	技術職 (土木・建築)	若干名	① 資格免許：建築士（1級、2級）、建築施工管理技士（1級、2級）、土木施工管理技士（1級、2級）のいずれかの資格免許を有し、実務経験が通算3年以上ある者 ② 年 齢：昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに出生した者 ③ 住所要件：令和4年4月9日以前に、沖縄県内に住民登録がされ、引き続き住所を有する者			
	保育士かつ 幼稚園教諭	若干名	① 資格免許：保育士資格（地域限定保育士を含む。）かつ幼稚園教諭二種免許を有する者で、保育士又は幼稚園教諭の実務経験が通算3年以上ある者 ② 年 齢：昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに出生した者 ③ 住所要件：令和4年4月9日以前に、沖縄県内に住民登録がされ、引き続き住所を有する者			
※「実務経験が通算3年以上ある者」とは、令和4年4月1日現在で、「週30時間以上」の勤務を1年以上継続し、これらの実務経験が通算3年以上あることをいいます。						
(2) 欠格事項	次のいずれかに該当する者は、受験できません。 ① 日本国籍を有しない者 ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者					
(3) 試 験 内 容	第一次	① 一般事務職：筆記試験〔教養試験（2時間）〕 ② 技術職：筆記試験〔教養試験（1時間15分）、専門試験（科目：土木又は建築 各2時間）〕 ③ 保育士かつ幼稚園教諭：筆記試験〔教養試験（1時間15分）、専門試験（科目：保育士1時間30分）〕 ※②及び③の教養試験は、4肢択一式で社会人経験者向けの基礎的な知的能力を確認する試験問題です。				
	第二次	① 集団討論 ・ 適性検査 ② 面接試験				
(4) 試 験 日 時 及 び 場 所 等	区 分	試 験 日 時	試 験 会 場	合格発表	合格発表の方法	そ の 他
	第一次 試 験	令和4年7月10日(日) 受付 午前9時00分から 午前9時45分まで 開始 午前10時	ロータリープラザ 2F	令和4年 7月22日(金)	町役場の掲示板及び町役場ホームページでお知らせします。（合格者には、別途通知します。）	○ 申込者数は、受付期間終了の後日、町役場ホームページでお知らせします。 ○ 第一次試験合格者は第二次試験を行います。
	第二次 試 験	① 令和4年8月14日(日) 集団討論・適性検査	嘉手納町役場 (詳しい時間や場所は 第一次試験合格者に 通知します。)	令和4年 9月6日(火)		
② 令和4年8月28日(日) 面接試験						
(5) 受付期間 場 所 等	申込書配布 令和4年5月10日(火)～令和4年6月9日(木) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝日を除く。 受付期間 令和4年5月12日(木)～令和4年6月9日(木) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝日を除く。 受付場所 嘉手納町役場総務課（町役場2階）					
(6) 申込方法	① 申 込 先 嘉手納町役場総務課（町役場2階）【〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地】 ② 申込手続 受験申込書（写真貼付）及び受験票の提出 ※ 町役場総務課備え付けの用紙を使用するか又は町役場ホームページからダウンロードしてください。 ※ 写真（縦4cm×横3cm程度）は最近3か月以内に撮影した上半身のみの証明書用（マスクを着用していないもの）で、本人と確認できるものを貼ってください。受験票は、通常はがきを利用し、受験申込書と一緒に提出してください。 ※ 持参の場合は、嘉手納町役場総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留にしてください。令和4年6月9日の消印があるものまで受け付けます。 ※ 令和4年6月23日までに受験票が本人に届かない場合は、直ちに御連絡ください。 【お問い合わせ連絡先】嘉手納町役場総務課人事係 098-956-1111（内線221・222）					
(7) 最終合格者 の取扱い	① 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され任命権者が採用候補者名簿の中から採用を決定します。 ② 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和4年10月1日から令和5年9月30日です。 ③ 令和5年3月31日までに、卒業、資格等の学歴・要件が満たされない場合は、採用しません。					